平成 27 年度大町合同庁舎清掃作業及び設備管理業務委託契約書（案）

平成　　年　　月　　日

委託者　　長野県大町市大町１０５８－２
長野県北安曇地方事務所長 土屋　嘉宏

受託者

長野県北安曇地方事務所長　土屋　嘉宏　（以下「委託者」という。）とし、
（以下「受託者」という。）として次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して委託者と受託者で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約書、仕様書及び図面の履行に関して委託者と受託者で用いる計量単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

７　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

８　この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務）

第２条　委託する業務は、次のとおりとする。

(1)　業　　務　　名　平成 27 年度　大町合同庁舎清掃作業及び設備管理業務委託
(2)　業 務 の 内 容　別添「大町合同庁舎清掃作業及び設備管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。
(3)　業務の開始日　平成 27 年４月１日
(4)　業務の終了期限　平成 28 年３月 31 日

（業務の実施）
第３条　受託者は、仕様書及び基準表に基づき第 2 条の作業を実施しなければならない。

（委託料）
第４条　委託料は、金　　円とする。
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託料に 108 分の 8 を乗じて得た金額である。

（契約保証金）
第５条　契約保証金は、　　円とし、その納付は免除する。
２　受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付するものとする。

（作業員等）
第６条　受託者は、当該委託業務を実施するため必要な作業員を常駐させるとともに、作業を指揮監督する者（実務経験２年以上）を置かなければならない。
２　作業員又は指揮監督する者で、委託者が不適格者と認めたときは、理由を明示のうえ受託者にその交代を求めることができる。

（検査・監督）
第７条　委託者は、受託者の実施した作業について、随時作業等の状況の監督・検査を行い又は報告を求め、その作業の改善あるいは停止その他の措置を求めることができる。
２　委託者は、受託者が実施した作業が仕様書及び基準表に示すものに適合しないと認めたときは、その作業の手直しを求めることができる。この場合の費用は受託者の負担とする。
３　委託者は、業務の実施上必要があると認めるときは、受託者に対し所要の措置を求めることができるものとする。

（委託料の支払）

第８条　受託者は前条の検査に合格したときは、月ごとの委託料を翌月に委託者に請求することができる

２　委託者は、毎月、受託者から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その責に帰すべき事由により、第２項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.9%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

（損害の負担）

第９条　受託者の当該委託業務の実施に関し生じた事故等による一切の損害は、受託者が負担するものとする。

（機械器具等の貸付返還）

第 10 条　委託者は、当該委託業務の実施に要する次の機械器具等を無償で受託者に使用又は貸付けるものとする。

⑴　コントロール室、ボイラー室、電気室、自家発電機室、空調室、分電盤室及び水槽室

⑵　上記⑴に設置されている当該委託業務の実施に必要な設備機器及び机等

⑶　当該委託業務の実施に必要な設備機器の取扱説明書、付属品及び特殊工具

⑷　当該委託業務の実施に必要な関係図面

⑸　休憩室

⑹　その他委託者、受託者が協議の上定めたもの

２　受託者は、当該委託業務の終了とともに借り受けた機械等を委託者に返還するものとする。

３　機械器具等の返納があったとき、委託者は、受託者の立ち会いのもとに検査を行うものとし、受託者の責めに帰すべき事由による滅失、き損を発見したときは、受託者にその修理その他原状回復に必要な経費を支払わせるものとする。

（契約変更等）

第 11 条　委託者は、受託者が委託業務を開始した後において当該委託契約業務の変更をしようとするときは、変更事項を明示して受託者に通知するものとする。

２　前項の場合において、著しい事情の変更があったときは、委託者と受託者が協議のうえ変更契約書を作成するものとする。

（再委託の禁止）

第 12 条　受託者は委託業務の実施を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせ

てはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約解除）

第13条　委託者は、受託者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　受託者の責めに帰すべき事由により第2条の期間中業務を継続する見込みがないと認められたとき。

⑵　受託者が仕様書に定める事項に違反したと認められるとき。

⑶　受託者の作業がはなはだしく不誠実と認められ又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められたとき。

⑷　受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。

⑸　前各号その他この契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第13条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

⑵　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条第１項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

⑶　受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

⑷　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第13条の３　委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約解除された場合において、受託者に損害が生じ

たときは、委託者にその賠償を請求することができる。

（再委託契約に関する契約解除）

第 13 条の４　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第 14 条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第２条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.9%の割合で計算した額の損害遅延金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第８条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.9%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第 13 条、第 13 条の２及び第 13 条の４の規定により契約が解除されたときは、第５条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

４　委託者は、前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

５　受託者は、第１項又は第３項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 15 条　受託者は、第 13 条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託舎の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 13 条の２第１号から第３号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 16 条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 17 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。